PIR東労組千葉地本

2 0 2 1 年 8 月 3 1 日 No. 1 2 J R 東 労 組 干 葉 地 方 本 部 発 行 者: 中 曽 根 賢 次 編 集 者: 情 宣 担 当 ホームページ http://www.jreu-chiba.jp/



·地申第3号

「新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減」に向け た、緊急申し入れの団体交渉を行いました!その③

2. 妊娠をしている組合員や社員の出勤については、原則自宅待機となるように配慮すること。

【会社回答】勤務の取扱い等については、事象が個別に異なることから、個別に判断することとなる。

- (組合) この回答では個別となっているが、全体的なものはないのか?
- (会社) コミュニケーションをとっていただき、母性健康管理指導事項連絡カードを活用してもらい たい。相談内容によっては時差通勤も検討することもできる。
- (組合) コミュニケーションは取っているが、配慮される職場とされない職場の違いは何か?聞く耳を持ってくれないという声も届いている。
- (会社) そのようなことはないという認識だ。
- (組合) 千葉運輸区での以下のような事象について、どう考えるのか?
- ・他職場(習志野、蘇我など)が自宅待機なのに出勤させているのはなぜなのか?
- ・出勤させる理由は業務があるからと言われているが、事務員がテレワークをしている。施策で事務の要員を減らしておいておかしくないか?
- ・電車を使っての出勤、職場で多くの社員と接することがあり、妊婦は不安になっている。
- コロナ感染による妊婦や、お腹の中の子供の命のリスクと、出勤して行う業務のどちらが大事か?
- ・ 社員と家族の幸せを謳っている「変革2027」に反しているのではないか?
- 妊婦が通勤や職場が原因で感染し、柏の事例のようなことが起こってしまったらどうするのか?
- ・ 職場がコロナの現在の状況に対して危機感が低い。
- 面談内容を支社は把握しているのか?
- (会社) 職場によって特情が違う。計画業務や入力作業もあり、事務だけではない。また、家にいて ゴロゴロしているよりは、出勤して体を動かした方が良いという人もいる。配慮をしていな いわけではないと思っている。
- (組合) 職場によって特情があっても差があるのはおかしい。そもそも、事務の仕事であり、限られた時期しか居ない妊婦が業務の手伝いをしているだけだ。なのになぜ妊婦に業務があるという見解になるのか。 <u>妊婦がやらなければならない業務はない</u>。
- (会社) 妊婦だからこの仕事があるというわけではない。
- (組合) コミュニケーションを取って出勤したいという人と、出勤したくないという人がいるなら、 テレワークなど柔軟に対応すればいいだけだ。なぜ、出勤を希望する人の意見だけを聞いて、 希望しない人の意見に耳を傾けないのか?妊婦がいなくても仕事は回るのか?
- (会社) 業務は回る。制度上テレワークをすることはできる。
- (組合) そもそも、密を避けるために出勤予備や予備改札などを自宅待機にし、必要最小限の要員で業務しているのに、<u>妊婦は甘えるなという事か?</u>
- (会社) そのようなことは全く思っていない。回答の通り、区所ごとの判断だ。
- (組合)回答の通りになっていない。個別ではなく、個別のことが全体にされている。そもそも、必ず職場に来なければできない業務を担わせるべきではない。<u>支社として原則自宅待機として、コミュニケーションを取って、個別のやり方を尊重して柔軟に対応するようにすべきだ</u>。
- (会社) 貴組合からの主張は受けとめて、個別の対応は変わらないが、個別のやり方は検討する。